

病児・病後児保育利用のめやす

以下の感染症への濃厚接触歴にて保育中に発症・状態悪化が懸念されないこと。

No.	病名・症状	利用のめやす
1	急性上気道炎	利用開始前 24 時間は 38℃以上の発熱なく、風邪症状も強くないこと
2	インフルエンザ	発症後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日（幼児にあっては 3 日）を経過していること
3	新型コロナウイルス感染症	発症後 6 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過していること
4	R S ウイルス感染症	38℃以上の発熱なく、重篤な呼吸器症状もないこと
5	アデノウイルス感染症	おもな症状（発熱、咽頭発赤、目の充血）が消失してから 2 日を経過し、かつ風邪症状も軽快していること
6	結膜炎（流行性角結膜炎を含む）	医師において感染の恐れがないと認められること
7	感染性胃腸炎	利用開始前 24 時間は 38℃以上の発熱なく、嘔吐・下痢等の症状が治まっていて急変の可能性が少ないこと
8	ぜん息・ぜん息性気管支炎	呼吸苦や激しい咳等、強い症状が治まっていること
9	溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24～48 時間経過し、解熱傾向にあること
10	中耳炎・外耳炎	高い熱や強い症状がなく急変の可能性が少ないこと
11	急性気管支炎・肺炎	高い熱や激しい咳が治まっていること
12	マイコプラズマ肺炎	高い熱や激しい咳が治まっていること
13	百日咳	特有な咳が消失している又は 5 日間の適正な抗菌性物資製剤による治療を終了していること
14	ヘルパンギーナ	高い熱がなく、普段の食事ができること
15	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過していること
16	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化していること
17	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過していること
18	風疹	発疹が消失していること
19	突発性発疹	解熱していること
20	伝染性紅斑（りんご病）	高い熱がなく、普段の食事ができること
21	手足口病	高い熱がなく、普段の食事ができること
22	伝染性膿痂疹（とびひ）	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること

※「保育所における感染症対策ガイドライン」（厚生労働省）に基づき作成しています。

※ このめやすを参考に、具体的な病状・経過、診察の結果により利用の可否について判断させていただきます。